

感染対策指針

社会福祉法人浜松市社会福祉協議会
浜松市社協在宅サービスセンターみっかび

1 基本理念

利用者の健康や生命に直接関わる日常的な衛生管理または感染症予防に努めるとともに、感染症が発生した場合は、BCP に則り蔓延防止のための措置を講じ、利用者が安全で快適なサービス提供を受けられるよう、この指針を定める。

この指針は、利用者や職員を守るためのものであり、非難や排除、攻撃のためのものではないことを観点として堅持する。

2 対策を実施するおもな感染症

感染症予防・対応マニュアル（危機管理等対応マニュアル内）に記載の感染症のほか、感染力が強く、重篤な状態に陥る可能性が高い感染症について、対策を実施する。このほか、感染対策委員会において対策が必要と判断した感染症についても対象とする。

- (1) 感染性胃腸炎（ノロウイルス等）
- (2) 腸管出血性大腸菌感染症（O 157 等）
- (3) 薬剤耐性菌（MRSA, 緑膿菌）
- (4) 疥癬（ダニの寄生による皮膚病）
- (5) インフルエンザ
- (6) マイコプラズマ肺炎
- (7) 肺炎球菌感染症
- (8) レジオネラ菌
- (9) 結核
- (10) 麻疹
- (11) 新型コロナウイルス
- (12) 1 類感染症
- (13) 2 類感染症
- (14) 新型インフルエンザ
- (15) 指定感染症
- (16) 新感染症

3 感染対策委員会

(1) 感染対策委員会メンバー

	担当者(資格等)	役割
感染対策責任者	北地区センター センター長	行政・関係機関への報告・相談、法人本部との調整、委員会への助言
感染対策委員会委員長 感染対策担当者	北地区センター 副地区センター長	行政・関係機関への報告・相談、委員会の開催

感染対策委員会委員	管理者	感染対策訓練・研修の企画・実施感染に関する情報収集、 感染対策備蓄品の調達・管理、
	看護師	感染対策訓練・研修の企画・実施

（２）感染対策委員会の開催

委員会は年２回開催する。感染症発生時は必要に応じて随時開催する。委員会の活動及び協議内容は次のとおりとする。

- 職員対象研修を年１回以上開催する。
- 感染症発生に備えた訓練を年１回以上実施する。
- 新規職員採用時に感染防止対策研修を実施する。
- 感染症発生に備え、ゾーニングを検討する。
- 事業所としての標準的な感染予防策について検討し、全職員で情報共有する。

４ 職員研修と訓練に関する基本方針

感染防止のための基本的な考え方を身につけ、感染防止策に関する情報共有を図り、事業所一丸となって感染防止に取り組む体制を構築するため、職員研修と訓練を実施する。訓練は、感染症発生を想定したシミュレーションとする。

５ 感染症発生時の対応

BCP に従い、平常時からスタンダードプリコーションの徹底を心掛ける。

（１）発生状況の把握

感染事例等が発生した場合には、直ちに発生状況の把握に努める。感染症予防・対応マニュアル（危機管理等対応マニュアル内）および BCP に従って対応する。

（２）感染拡大防止策の実施

消毒、ゾーニング、支援内容や実施方法の検討、濃厚接触者への対応協議など、感染症予防・対応マニュアル（危機管理等対応マニュアル内）および BCP に従って対応する。

（３）関係者・関係機関への連絡・連携

感染症予防・対応マニュアル（危機管理等対応マニュアル内）および BCP に則り、関係機関への連絡を速やかに行い、必要な連携を図る。

○事業所の責任者：在宅サービスセンターみっかび 管理者 TEL. 053-524-1520

○事業所の代行者：北地区センター センター長正副 TEL. 053-527-2941

○法人の総括：総務課 TEL. 053-401-5294

○利用者・家族および職員

○保健所：感染症／浜松市保健所 生活衛生課 TEL. 053-453-6118

食中毒／浜松市保健所 浜北支所 生活衛生グループ TEL. 053-585-1398

○行政の担当課：浜松市介護保険課 TEL. 053-457-2374

浜松市浜名福祉事業所 長寿保険課 北行政センター内 TEL. 053-523-1144

○関係機関：地域包括支援センター細江 TEL. 053-528-2288

地域包括支援センター三ヶ日支所 TEL. 053-528-0788

ケアプランセンターアイケア三ヶ日 TEL. 053-528-1224

はまなこ居宅介護支援事業所 TEL. 053-526-1154

居宅介護支援事業所ろくじゅ TEL. 053-525-0301

聖隷ケアプランセンター三ヶ日 TEL. 053-525-7125

居宅介護支援事業所みずうみ TEL. 053-528-0300

※その他、BCP の関係機関リストを参照する。

(4) 報告書の提出

感染症予防・対応マニュアル（危機管理等対応マニュアル内）および BCP に則り、行政への報告書を提出する。

○保健所：感染症／浜松市保健所 生活衛生課 FAX. 053-453-6230

食中毒／浜松市保健所 浜北支所 生活衛生グループ FAX. 053-585-3671

○浜松市浜名福祉事業所 長寿保険課 北行政センター内 FAX. 053-523-1928 または

メール n-choju@city.hamamatsu.shizuoka.jp

浜松市介護保険課 メール kaigo@city.hamamatsu.shizuoka.jp

6 当該指針の閲覧

本指針は、利用者や家族、関係者が自由に閲覧できるよう、事業所内に常設するとともに、WEB 上でも公開する。

附則

この指針は、令和 6 年 4 月 1 日より施行する。